

地域運営協議会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例（平成25年横須賀市条例第71号）第9条第2項に規定する地域運営協議会に対する財政上の支援としての交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象経費)

第2条 交付金の支給の対象となる経費は、地域運営協議会が行う次に掲げる活動に係る経費とする。

(1) 地域運営協議会の運営、会議開催等に係る経費（交際費、慶弔費及び地域運営協議会の会議、活動等に係る飲食費以外の飲食費を除く。）

(2) 地域運営協議会の広報活動に係る経費

(3) 地域の課題解決、活性化等のために、地域運営協議会が実施する次に掲げる事業に係る経費

ア 地域の子どもの健全育成に関する事業

イ 地域住民の保健及び福祉の増進に関する事業

ウ 地域コミュニティや世代間交流の充実にに関する事業

エ 地域の安全・安心に関する事業

オ 地域経済の振興に関する事業

カ 地域の暮らしや環境の保全に関する事業

キ 地域の歴史、伝統、文化等の継承や活性化に関する事業

ク アからキまでに掲げるもののほか、地域にとって必要であると市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動に係る経費については、原則として交付金の対象としない。

(1) 法令及び条例に反する取組み

(2) 営利を主たる目的とする取組み

(3) 宗教的活動又は政治的活動に係る取組み

(4) 本市から別途助成等を受けて実施する取組み

(5) 事業に係る全ての業務を他に委託し、又は他に請け負わせる取組み

(6) 単に現金又は物品の給付を行う取組み

- (7) 他の団体等が実施する事業等への補助
- (8) 社会通念上、公金で支出することが適当でないもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの
(交付金の額)

第3条 交付金の額は、予算の範囲内において、交付金の対象経費の総額とする。ただし、その額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に規定する額を超えるときは、当該額を限度とする。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事業 一の地域運営協議会につき
10万円

(2) 前条第1項第3号に掲げる事業 一の地域運営協議会につき30万円

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号に定める交付金の交付を受けていない地域運営協議会は、前条第1項第3号に掲げる事業の経費を前項第1号の交付金の対象経費とみなすことができる。

(実績報告)

第4条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 活動実績が分かる書類

(2) 決算書

(書類等の整備)

第5条 交付金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿等を当該交付金の対象となる事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 地域運営協議会交付金等交付要綱（平成24年4月1日制定）は、廃止する。